

令和6年度諮問（情）第9号
答申（情）第133号

「「知事にアクセス」事案の取扱いの根拠が記載された文書の公文書非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和5（2023）年3月20日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 「知事にアクセス」は、県は知事に全て送付していると言われる。「知事にアクセス」事務取扱要領（以下「要領」という。）第5条で「広報課長は、提案及び処理状況について、適宜、知事に報告する。」と書かれている。このことから広報課長が必要としたもののみであると考ええる。全部と言うことができる論理の開示を求める。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書は保有していないことから、条例第11条第2項による公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5（2023）年3月31日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和5（2023）年4月10日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和7（2025）年2月26日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、全て知事に送付していると言われるが、私は一部であると考ええるものである。理由は、要領第5条で「広報課長は、提案等の内容及び処理状況について、適宜、知事へ報告する。」とされているからである。

第4 実施機関の主張要旨

本件開示請求に係る公文書は作成しておらず、存在しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 法第2条は、「行政庁の処分不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の特定について

審査請求人が本件開示請求で求めた公文書は、「知事にアクセス」に寄せられた事案の全てを知事に送付していることが分かる公文書である。

これに対して、実施機関も「知事にアクセス」事案の全てを知事に送付していることが分かる公文書を対象公文書と判断しており、審査請求人の求める文書と実施機関の解釈に相違点は認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は、妥当である。

3 対象公文書の存否について

- (1) 審査請求人は、「知事にアクセス」事案は、要領第5条の規定により、広報課長が必要と認めたもののみを知事に報告しているはずであり、全て知事

に送付しているというならば、その論拠を示すよう主張している。

- (2) 一方で、実施機関は、審査請求人が本件開示請求で求める対象公文書に該当するものは作成も保有もしていない旨主張する。
- (3) 審査会は、実施機関に「「知事にアクセス」事案に寄せられた提案等の知事への報告の取扱いは、要領にのみ基づいて行っており、要領第5条の規定により対応している」こと、及び「同条において、「広報課長は、提案等の内容及び処理状況について、適宜、知事へ報告するものとする。」と規定しているが、実際の運用では、全ての「知事にアクセス」事案を知事に報告している」ことを既に確認している。
- (4) 一般的に、行政の事務処理については、一定のルールを定めた上で、ある程度の裁量の範囲の中で柔軟な対応を行う仕組みとしていることが多い。
「知事にアクセス」は、県民等から寄せられる提案や意見の内容が広範多岐にわたると考えられ、その状況に応じて円滑に処理する必要性があることから、基本的なルールのみを定めているものと考えられる。
- (5) これらを踏まえると、実施機関の本件請求における対象公文書は保有していないという主張に不合理な点は認められない。
- (6) したがって、対象公文書が存在しないことを理由に行った本件処分は、妥当であると認められる。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 (2025) 年 2 月 26 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 5 月 23 日 (第84回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 7 (2025) 年 6 月 27 日 (第85回審査会第 1 部会)	・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)